

【件名】

すこやか障害者相談支援事業運営委託の消費税（過年度分）の支払いについて

【要旨】

令和 5 年 10 月 4 日付け厚生労働省通知「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」において、障害者総合支援法を根拠として実施している障害者相談支援事業は、社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であることが示された。これに伴い、過年度分の消費税相当額の支払いを行うこととしたので、報告する。

1. 対象案件

各すこやか福祉センターで行っている障害者相談支援事業運営委託については、課税対象であることが判明したため、未払いであった平成 30 年度分の委託料については令和 5 年度補正予算において消費税相当額を支払ったところである。

その後、鷺宮すこやか障害者相談支援事業を受託している事業者から、受託を開始した平成 27 年度分から平成 29 年度分までの委託料に係る消費税については納付しており、区に対して当該消費税相当額の支払いを求められた。

2. 今後の対応予定

区は、当該事業者が消費税を納付した事実を確認し、区としての支払い義務があると判断したため、当該消費税相当額の支払いを行う。